

○災害対策基本法 抜粋

(昭和三十六年十一月十五日)

(法律第二百二十三号)

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき(第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

(平一一法八七・平二三法一〇五・平二四法四一・一部改正)

平成18年1月1日

条例第15号

改正 平成18年9月29日条例第301号

平成24年12月25日条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、南丹市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南丹市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 京都府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 京都府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育委員会のうちから市長が任命する者
 - (6) 消防団関係者のうちから市長が任命する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

6 前項の委員の定数は、45人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残存期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第301号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、平成25年8月9日までの間において、この条例による改正後の南丹市防災会議条例(以下「新条例」という。)第3条第5項第8号の規定により任命される者の任期は、新条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成25年8月9日までとする。

平成19年2月20日

告示第26号

改正 平成19年7月30日告示第180号

平成21年6月30日告示第171号

平成22年9月24日告示第182号

平成22年12月15日告示第231号

平成24年12月25日告示第241号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南丹市防災会議条例(平成18年南丹市条例第15号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、南丹市防災会議(以下「会議」という。)の議事及びその他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、南丹市副市長の職にある委員とする。

(代理人の出席)

第3条 委員がやむを得ない事情により自らが会議に出席できないときは、その代理人を出席させることができる。

- 2 委員は、前項の規定により代理人を出席させようとするときは、あらかじめ、当該代理人の氏名その他必要な事項を会長に届け出なければならない。
- 3 代理人は、委員と同一の機関に属する者で、委員が指名するものとする。
- 4 代理人は、委員と同様に会議において発言し、会長を通じて、当該会議に付される事項について、書面により意見を提出することができるものとする。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(会長の専決処分)

第5条 会長は、会議の権限に属する事項のうち、次に掲げるものについて専決処分をすることができる。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び災害救助法(昭和22年法律第118号)並びにこれらに基づく政令等の改正に基づき、救助の程度、方法、期間等について、南丹市地域防災計画を修正すること。
- (2) 氏名、住所、電話番号その他簡易な事項について、南丹市地域防災計画を修正すること。
- (3) 南丹市の組織の改正に伴い、南丹市地域防災計画を修正すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(委員の異動報告)

第6条 条例第3条第5項の委員が、勤務所の異動等により変更があったときは、前任者は後任者の職氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、南丹市総務部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年2月20日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱等は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成21年6月30日告示第171号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年9月24日告示第182号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年12月15日告示第231号)

この告示は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成24年12月25日告示第241号)

この告示は、公表の日から施行する。